

2005年10月11日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」
に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成17年9月7日付でコメントの募集が行われた企業会計基準適用指針公開草案第12号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士（新日本監査法人）

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

明治製菓 経理部経理グループ

津 田 朋 基

公認会計士（監査法人トーマツ）

中 島 努

公認会計士（あずさ監査法人）

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

日本電気 経理部主計室マネージャー

松 倉 博 之

公認会計士（中央青山監査法人）

山 岸 聡

公認会計士（中央青山監査法人）

綿 貫 知 芳

以上

連絡担当者：事業部長 小 野 均

「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」に対する意見

平成 17 年 9 月 7 日に公表された「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」（以下、「企業会計基準適用指針公開草案第 12 号」という。）は、会社法が制定されたことにより企業会計基準委員会から企業会計基準公開草案第 7 号および第 8 号が公表されたことに伴い、平成 14 年 2 月に公表された企業会計基準適用指針第 3 号を改正したものである。これまで、企業会計基準適用指針第 3 号は公正な企業会計の慣行としての役割を担ってきており、今回の改正内容にも大きな問題点はない。しかし、次の点に問題がある。

- 1 企業会計基準適用指針公開草案第 12 号第 5 項は、配当受領額を受取配当金に計上できる場合として、「配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における配当」を例示しているが、この表現では、その配当がその期に受領した配当なのか未収計上した配当も含むのかが明らかでないので、表現をわかりやすくすべきである。
- 2 企業会計基準適用指針公開草案第 12 号第 6 項が指摘するように、配当金の原資が公表されないことには、配当を受けた株主は適切な会計処理を行うことができないことになるが、企業再編があった場合に企業再編後における原資が公表されても配当金を受領した側で適切な会計処理を行うことはできないので、このような場合には、配当原資につき企業再編が行われる前にどのような内容であったかを示すべきものとし、配当受領者が適切な会計処理を行うことができるようにしなければならない。

以上